

# 地域計画策定に係る第二回「協議の場」 次第

開催日時:令和6年8月5日(月)  
～令和6年8月19日(金)  
開催場所:各地区公民館等

## 1. 挨拶

## 2. 説明

地域計画とは(趣旨)

地域計画の内容

地権者アンケートの結果

今後の話し合いの進め方

今後のスケジュール

## 3. 質疑応答

## 4. その他

## 5. 閉会

## 地域計画策定に係る第二回「協議の場」説明資料

### 1. 地域計画とは

農業者の高齢化や農業離れが加速し、今後地域の農業をどのように維持していくかが全国的に大きな課題になっています。

・基幹的農業従事者数の減少

平成22年度:205万4千人→令和2年度:136万3千人(約69万人・33%減)

・農業者の高齢化(基幹的農業従事者総数のうち65歳以上の割合)

平成22年度:61%→令和2年度:70%

そこで、おおむね10年後を見据え、地域の農業をどのように維持・発展させていくか、地域の農地を誰が利用していくかを明確化するための計画(地域計画)を策定します。

地域計画は、法改正により策定が義務化された計画で、令和7年3月までに策定する必要があります。

### 2. 地域計画の内容

#### 地域計画

##### 計画書

地域の農業関係の各目標を  
記載した計画書  
(参照)地域計画の記入例

##### 目標地図

今後も農地として利用すべき農地は  
どこか、誰がどの農地を今後利用  
していくか等を明示した地図

### 3. 目標地図について

誰がどの農地を利用していくかについては、農業者の減少に対応するため、少ない農業者で効率よく農地利用を行う事が求められます。その為、今後の協議の中で認定農業者・認定新規就農者(農業の担い手)を中心に農地の集積・集約<sup>\*</sup>を行い、農地利用の効率化を行っていきます。

(目標地図に位置付けられることで・・・)

目標地図に位置付けられた農地は、貸し先の変更等について原則目標地図に即して行っていくこととなりますが、目標地図は農地ごとの将来の受け手をイメージとして示すものであり、これによって権利が設定されることも、将来の権利設定が確定することはありません。また、目標は随時変更可能です。

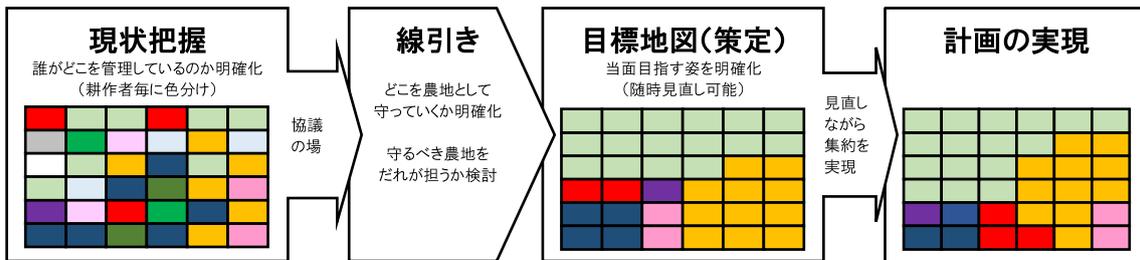
※集積:農地を所有したり、借り受けたりすることで、耕作する農地を拡大すること

※集約:耕作する農地を隣接させ、農作業の効率化を図ること

#### 4. 目標達成までの流れ

目標地図は、当初策定時の目標を必ず達成しなければならないものではなく、必要に応じて変更を繰り返し、最終的な「農地の集約」に向かって進んでいきます。

なお、目標地図が策定されたからと言ってすぐに地図に即した農地の受け手と農地の貸し借りが必要というわけではありません。また、実情に応じて変更を繰り返しながら最終的な集約という目標に向かう、長い目で達成していく目標になります。



そのため、当初策定段階では、あくまでも「地域農業にとって理想的な姿」を目標として策定したいと考えています。

#### 5. 地権者アンケート結果

別紙のとおり

#### 6. 今後の話し合いの進め方

地域計画は、地域農業の維持・発展を行っていくための計画であり、維持・発展のためには「農業を継続しやすくする」こと、「稼げる農業を実現する」こと、また「新たに農業を始めやすくする」こと等が重要です。そのため、計画策定においては、農業者が農業を行いやすくなるための理想的な計画を、農業者主導で作成していただきたいと考えています。

また、農地所有者の方におかれましては、策定方法、策定内容について、ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 7. 今後のスケジュール

令和6年12月まで	各行政区毎の話し合いにより、計画案を作成
令和6年12月～	計画案を町で取りまとめ、全体計画案を作成
令和7年2月頃	全体計画案の説明
令和7年3月	地域計画策定(公表)

これまで皆様が守り続けてきた農地を10年後、20年後も守り続けていくには、農業の担い手の意向を最大限に活かした計画を作成することが重要です。計画の策定、策定された計画内容について、ご理解とご協力をお願いします。

# 地域計画記載例

策定年月日	令和〇年〇月〇日
更新年月日	令和〇年〇月〇日 (第〇回)
目標年度	令和〇〇年度
市町村名 (市町村コード)	〇〇市 (〇〇〇〇〇)
地域名 (地域内農業集落名)	〇〇地区 (A集落、B集落、C集落・・・・・・・・・・・・・・・・・・)

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域計画の区域の状況

地域内の農用地等面積（農業上の利用が行われる農用地等の区域）	〇〇ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	〇〇ha
② 田の面積	〇〇ha
③ 畑の面積（果樹、茶等を含む）	〇〇ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	〇〇ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	〇〇ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計（※年齢は地域の実情を踏まえて記載）	〇〇ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	〇〇ha
(備考) 遊休農地〇〇ha（うち1号遊休農地〇〇ha、2号遊休農地〇〇ha） ⑤は、〇〇市内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。	

# 地域計画記載例

## (2) 地域農業の現状と課題

- 今後認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積よりも、後継者不在の農業者の農地面積が、A集落では〇ha、C集落では〇haと多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- 担い手が利用する農地面積の団地数は平均〇個所、〇aであり、集約化が必要。
- 地域の活性化を図るため新たな作物として飼料作物（青刈りとうもろこし）の導入や有機農業への取組が課題。

## (3) 地域における農業の将来の在り方（作物の生産や栽培方法については、必須記載事項）

- 〇〇を主要作物としつつ、地域の特産物である〇〇を段階的に有機農業に切り替え、団地化を形成する。併せて飼料作物（青刈りとうもろこし）の生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。
- A集落は認定農業者a、b、cに、B集落はd法人に、C集落は集落営農法人eに集約化を進めつつ、地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。
- B集落では、加工・業務用野菜の〇〇の生産に向けた水田の畑地化及び団地化を形成する。

## 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

### (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手（認定農業者、〇〇法人、集落営農法人）への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

### (2) 担い手（効率的かつ安定的な経営を営む者）に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	〇〇%	将来の目標とする集積率	〇〇%
(3) 農用地の集団化（集約化）に関する目標			
担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、〇個所、平均〇a（令和〇年度時点） 団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。（令和〇〇年度）			

※担い手は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農、基本構想水準到達者とする。

# 地域計画記載例

## 3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置（必須項目）

(1) 農用地の集積、集団化の取組	
担い手を中心とした農地の集積・集約化を進めるため団地面積の拡大を図りつつ、新規就農者向けの小規模圃場の団地化を図り、農地バンクを通じて集団化を進める。	
(2) 農地中間管理機構の活用方法	
地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際所有者の貸付意向時期に配慮する。	
(3) 基盤整備事業への取組	
A集落において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を〇〇までに計画する。	
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組	
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。	
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
作業の効率化が期待できる防除作業は、〇〇(株)への委託を進める。	

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください。）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

### 【選択した上記の取組内容】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ（侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等）づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ②〇〇地区において、管理協定を早急に締結し、地域の特産物である〇〇を段階的に有機農業に切り替えていく。
- ④B集落の水田に連続して作付けられている〇〇（畑作物）は、畑地での栽培に切り替えていく。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。
- ⑨A集落で生産された飼料作物（青刈りとうもろこし）は、〇株式会社（TMRセンター）で調整の上、〇法人（酪農）などの畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥は、有機農業に取り組み生産者などに供給する。（②⑧関連）

# 地域計画記載例

## 4 地域内の農業を担う者一覧（目標地図に位置付ける者）

属性	農業者	現状			10年後 (目標年度：令和○年度)				備考
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	
認農	○○○○	水稻、麦	10ha	-ha	水稻、麦、飼料作物 (青刈りとうもろこし)	13ha	-ha	A	E
認農	□□□□	水稻、果樹	5ha	-ha	水稻、果樹	8ha	-ha	B	A・D
到達	▲▲▲▲	野菜	5ha	-ha	野菜	7ha	-ha	C	D 畑地化
認農	(株)○○	水稻、野菜	30ha	-ha	水稻、野菜	50ha	10ha	D	-
集	●●組合	水稻、大豆	40ha	10ha	水稻、大豆	40ha	20ha	E	-
利用者	☆☆☆☆	野菜	0.5ha	-ha	野菜	1ha	-ha	F	D
サ	△△(株)	耕起、播種、収穫	-ha	-ha	耕起、播種、収穫	-ha	10ha	G	-
農協	◇◇JA	耕起、田植、収穫	-ha	-ha	耕起、田植、収穫	-ha	20ha	H	-
計			90.5ha	10ha		119ha	60ha		

## 5 農業支援サービス事業者一覧（任意記載事項）

番号	事業者名（氏名・名称）	作業内容	対象品目
1	(株)○○	肥料・農薬散布	野菜、果樹
2	△△JA	田植え・播種	水稻
3	◇◇(株)	堆肥散布、播種、収穫	飼料作物（青刈りとうもろこし）

## 6 目標地図（別添のとおり）

## 7 基盤法第22条の3（地域計画に係る提案の特例）を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数（人）	50	うち計画同意者（人・％）	45（90％）
-------------	----	--------------	---------

# 目標地図作成の先行事例【今富地区(野代)】 福井県小浜市

地区の主な作物	水稻
地区内の耕作面積	26ha
中心経営体数	6 経営体 (認農2、認農法1)

地域区分	中間農業地域 (統計区分)
------	---------------

今後中心経営体引き受ける耕地面積	12ha
------------------	------

## 1. 地区の概要



- 地区の課題
- 兼業農家が営農の中心となっており、兼業農業者の高齢化が進んでいる。また、若年層の農業に対する意識の低下も見受けられ、後継者の確保に危機感が芽生えている。
  - 担い手が耕作する農地は、集積・集約化が進んでおらず分散錯雑の状態である。
  - 農地は昭和30年頃に土地改良が行われ、1枚辺り10a規模の農地が形成されているが、現代の農業機械に対応した面積ではなく、効率的な営農を行うことが出来ない。

## ○中心経営体への農地の集約化に関する方針

- 集落の担い手個人5名及び1法人を中心経営体として位置づけ、農地を集積・集約していく。
- 上記方針を実現するために必要な取組に関する方針
- 担い手の計画的な規模拡大に繋がるよう関係機関が連携して農地の集積・集約化に取り組む。
  - 農地中間管理事業により集積した農地を中心に、土地改良事業による畦畔除去の実施に向けた検討を進める。

## 2. 作成経緯

当初作成年次 平成29年10月  
変更年次 令和3年3月 (実質化)

## 3. 目標地図の作成プロセス(その1)

- 【作成に至るきっかけ】
- 人・農地プランの話し合いをきっかけに、農家組合、機械利用組合、土地改良区の役員が集まって「野代農地検討委員会」を立ち上げ、地域農業の方向性について話し合いを継続的に実施。
  - その結果、農地中間管理事業を活用して、中心経営体への集積・集約化を進め、耕作条件改善事業を実施する方向性が作られた。

## 3. 目標地図の作成プロセス(その2)

### 【作成に当たった課題や出し手・受け手からの意見】

- 集落内の地権者からは概ね同意が得られたが、話し合いに参加できない地区外や遠方に在住の地権者、相続人のいない高齢の地権者から同意を得る必要があった。
  - 中心経営体となる担い手以外に、もう少しばらく耕作の継続を希望する地権者の存在。
- 【課題や意見への対応】
- 農地中間管理事業の活用により、集落の将来を見据えた集積・集約の取組に協力してもらえよう、集落在住の親戚等を通じて、話し合いに参加できない地権者等の方々へ、丁寧に説明を行った。
  - もう少しばらく耕作を希望する地権者は、農地バンクから賃借権の設定を受けた担い手と特定農業受委託契約を結ぶことで、今まで通り耕作が継続できるように配慮した。
  - 中心経営体の意見をもとに、目標地図を取りまとめ、理想的な集約の形で農地中間管理事業の契約を行った。

### 【出し手・受け手の意識の変化】

- 耕作できなくなった際の引き受け手が決まっていることで、地権者が続けられるうちは農業ができるという安心感が生まれた。また、集落の農地が今後も守られていく安心感が地域全体に広まった。
- 地権者の意識が、地域農業の将来も見据えられるようになり、農地の保全管理や集落全体で利用調整を行う一般社団法人「悠久の里野田井」の設置につながったことで、集積・集約化が促進された。
- 60代、70代の担い手のリタイア後は、現在40代の担い手1名に集約する予定。

## 4. 目標地図

### 【当初(令和元年度)】



### 【途中(令和2年度当初)】



### 【目標地図(令和2年度末)】



# 目標地図作成の先行事例【A地区】滋賀県B市

地区の主な作物

水稲、大豆、野菜

地域区分

中間農業地域（統計区分）

地区内の耕作面積

26.5ha

今後中心経営体引き受ける耕地面積

6.6ha

中心経営体数

7 経営体（認農6、集落営農1）

## 1. 地区の概要

### ○地区の課題

- ・ 耕作者の高齢化
- ・ 近隣集落の担い手との共存により農地を守っていく体制づくり

### ○中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地中間管理機構を活用し、中心経営体へ農地の集約化を図る。



## 2. 作成経緯

当初作成年次 令和3年3月（実質化）（目標地図作成）

## 3. 目標地図の作成プロセス(その1)

### 【作成に至るきっかけ】

- ・ 市職員はじめ関係機関が「将来図の作成＝当然すべきことである」との認識を持って、人・農地プランの作成を推進している。
- ・ プラン作成のきっかけは、現在の耕作者の多くが70歳以上と高齢で、40～50代の方が将来への危機意識を持ち、集落営農を始めたいとしたこと。集落営農組織と、地域の農業者に当面集積する形で耕作者を決定。集落営農の研修会を実施し、将来についてのアンケートを配布して「集落営農に任せたい」ほ場を集積することとし、アンケート結果に基づき原案を作成。

## 3. 目標地図の作成プロセス(その2)

### 【作成に当たった課題や出し手・受け手からの意見】

「集落の農地は集落で守りたい」という意識が強く、「他集落の担い手をどう扱うのか」という課題があり、近隣集落の担い手とも共存しながら農地を守っていく体制作りが必要である。

### 【課題や意見への対応】

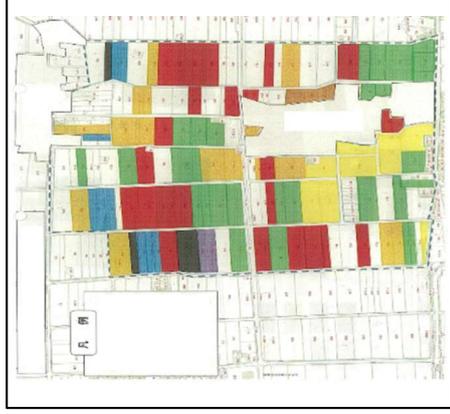
- ・ 当面集落内の方の農地のみを集積した後、出し作者との調整を行うこととし、出し作者のほ場については当面現状維持とする将来図を作成。
- ・ 最初から集落外の方の意見を聞いているとまとまりにくいと考えて、まずは集落内での意見を集約した。

### 【出し手・受け手の意識の変化】

地図を作成することで、具体的な推進方向のイメージをつかむことができた。

## 4. 目標地図

### 【当初令和3年】



### 【目標地図(5年～10年後)】



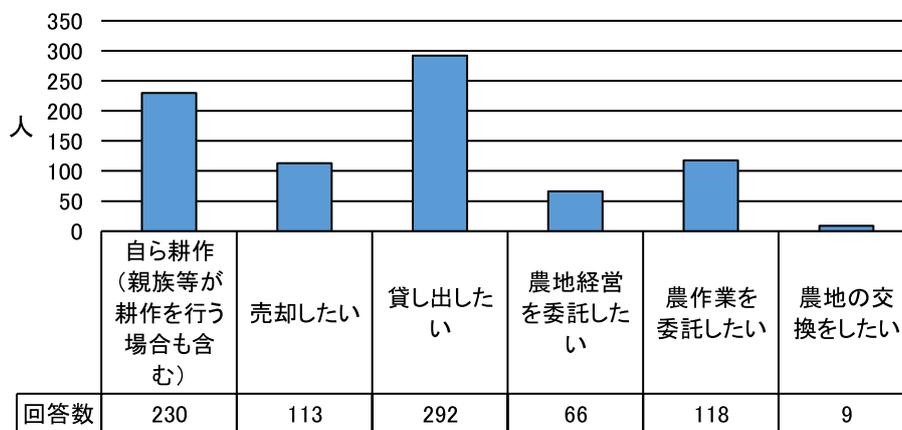
## 農地所有者アンケート 集計結果

### 調査総数・回答数

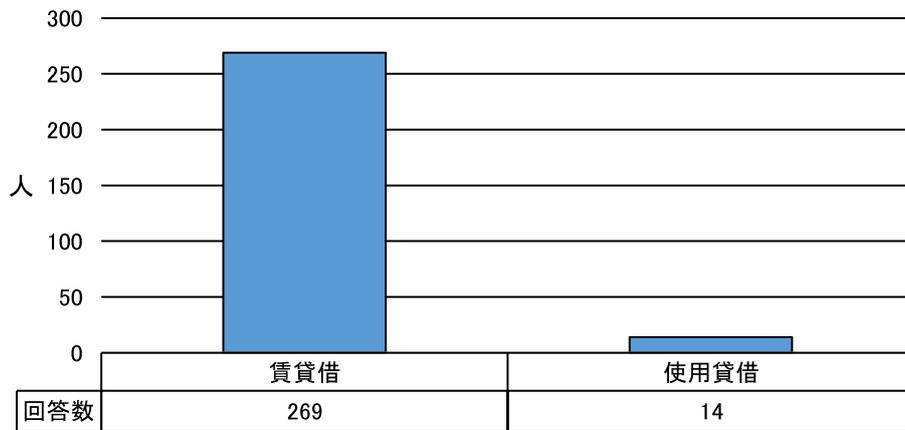
行政区	井寺	北甘木	下仲間	三郎無田	下六嘉	犬渕	上仲間	高田	滝河原	西村	上島	鯨	上六嘉	町外	合計
調査総数	104	80	63	24	131	27	64	35	7	87	128	166	114	323	1353
回答数	68	44	33	12	77	19	26	15	3	31	93	104	56	127	708

単位:人

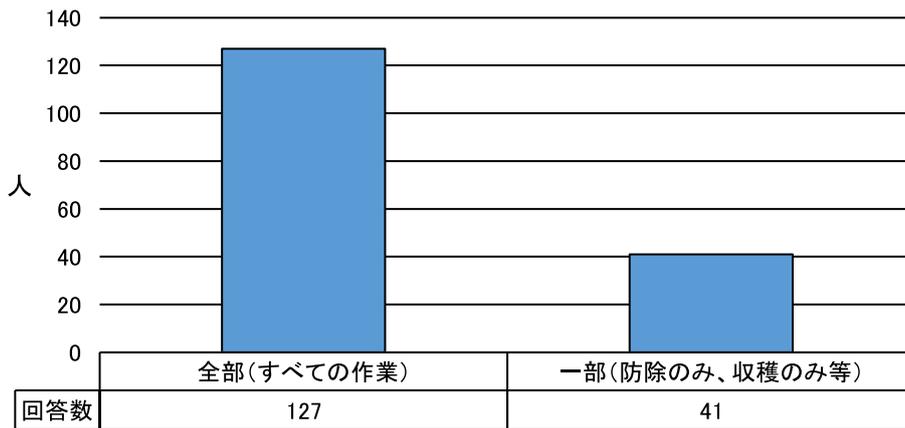
### 今後の農地利用意向



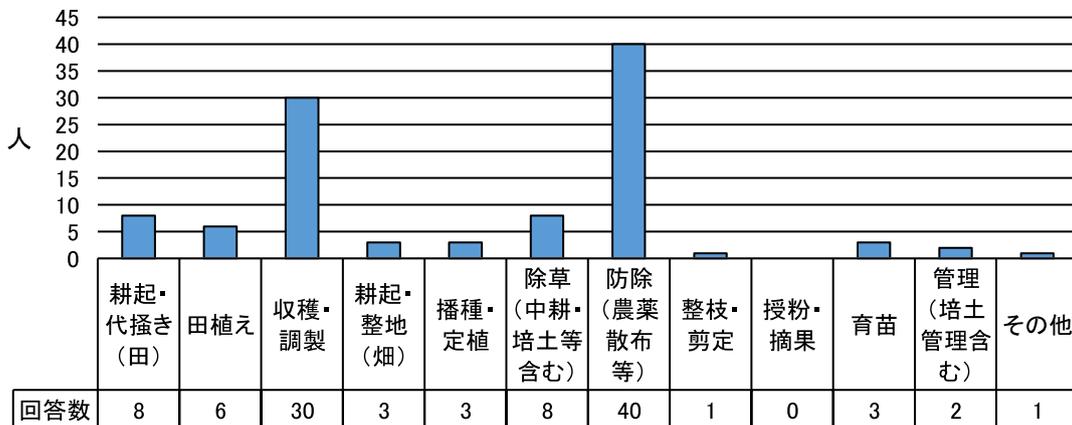
### 貸し出し希望の場合



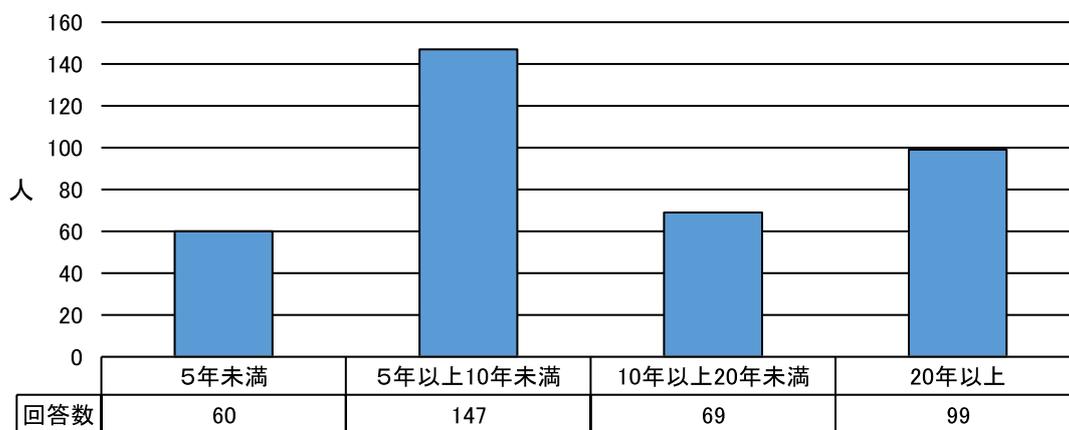
### 作業委託の希望範囲



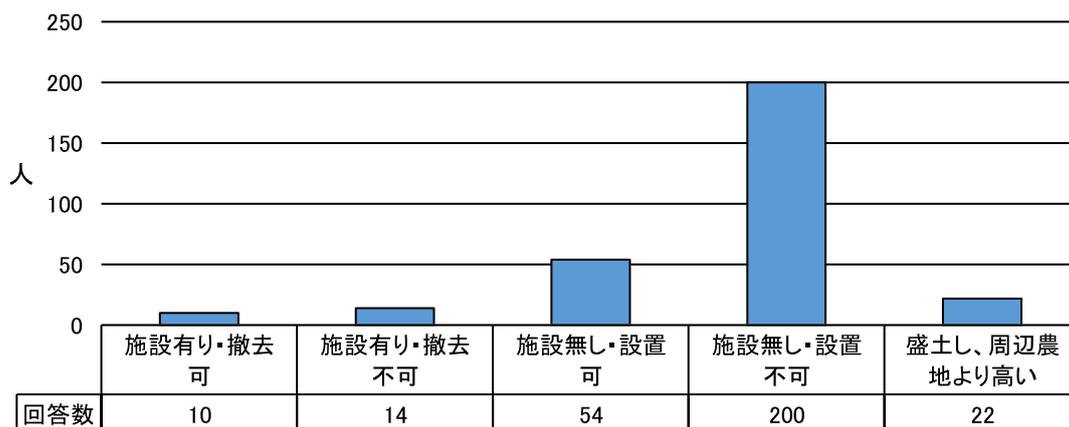
### 希望する作業委託の内容



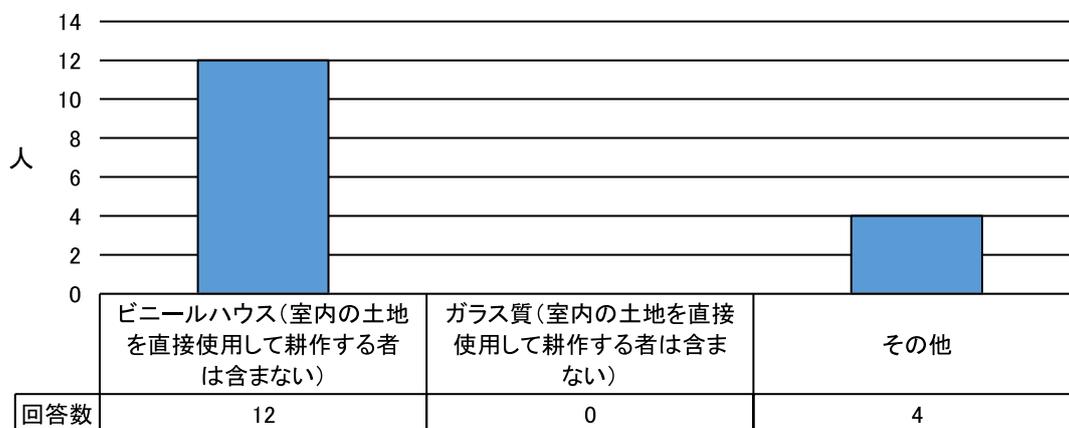
### 貸付希望期間



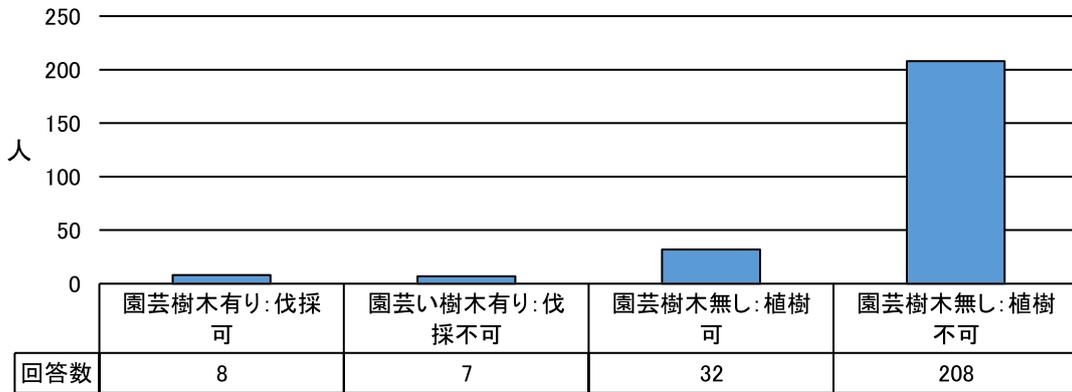
### 施設設置状況、施設設置の可否



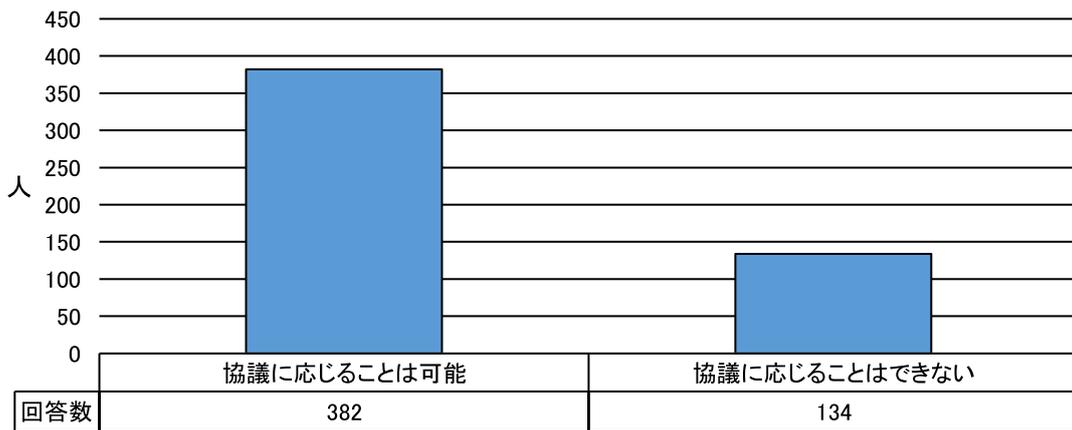
### 設置している施設の種類



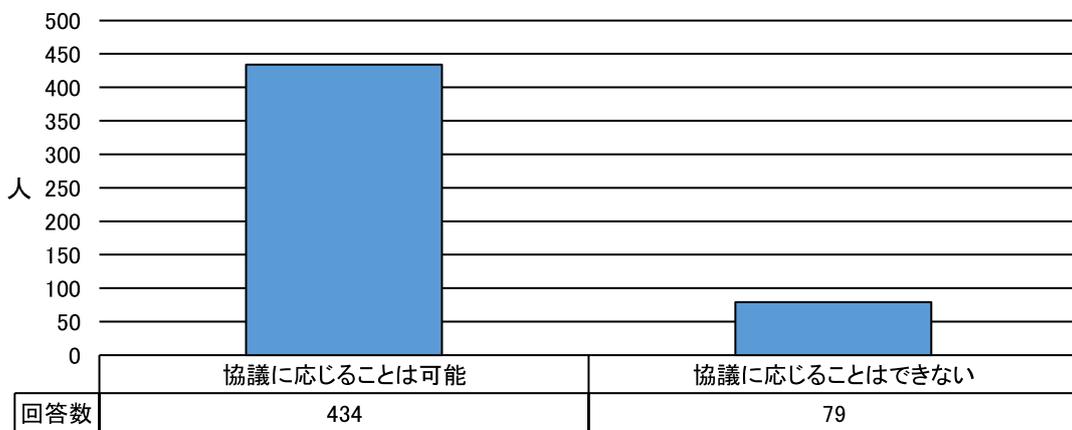
### 園芸樹木の有無・伐採・植樹の可否



### 集約の協議の可否



### 畔除却の協議の可否



## これまで多かったご質問

### Q1. 町の主導で決める計画なのか。現在の耕作者の意向はどうなるのか。

A1. 今後、各地域でお話し合いをしていただき、その結果を基に計画として策定したいと考えています。耕作者を中心に各地域が主体となり、計画内容をご検討ください。

### Q2. 目標地図に現在の耕作者ではない人を将来の耕作者として位置づけた場合、現在の耕作者は農業を辞めないといけないのか。

A2. 目標地図は、現在の耕作者がその農地の利用を辞める際に円滑に農地利用を引き継ぐために次の耕作者を決めておくものであり、現在の耕作者が早期に農業を辞める必要はありません。

### Q3. 目標地図に定めた耕作者以外が農地を利用することは可能か。

A3. 目標地図で耕作者を変更すれば可能です。なお、目標地図を含む地域計画の変更は、地域での協議を経たうえで随時可能となっています。

### Q4. 広域農場の構成員の耕作農地はどうなるのか。

A4. 地域計画での耕作者の単位は経営体単位となるため、かしま広域農場の構成員として耕作する場合の表記は「かしま広域農場」となります。それぞれの構成員の耕作する農地がどこになるか等については、経営体内での整理が必要となります。

### Q5. 集落の中に残っているような飛び地の農地も地域計画の中で将来の耕作者を位置付ける必要があるのか。そういった土地は耕作もしづらいため、例えば農地転用も視野に入れた整理はできないのか。

A5. 地域計画に位置付ける農地は基本的に農業振興地域内農用地（農地転用が既に制限されている農地）を中心とし、各地域ごとにご検討ください。様々な事情で地域計画の区域から外すことも可能ですが、地域計画に位置付けていないと補助金の対象にならない場合も今後増えてくることが予想されるため、検討が必要です。

## 地域計画関連法の改正・補助金との連携について

令和6年6月の農地関連法の法改正に伴い、地域計画関係でも改正が行われています。一例としては、「認定農業者が農畜産物の加工・販売施設や農家レストランを建てる際に、地域計画に当該施設を位置づけていれば、農地転用許可が不要となる」という農業者に有利となる制度改正もなされています。

また、農水省所管の補助金について、既に「地域計画が策定されている地域であること」が要件の1つとなるような事業も増えてきています。

今後も地域計画に関連した制度改正や補助金との連携が増えることが予想されますので、地域農業・各農業者の利益に直結する計画として、今後益々重要になります。